

## ＜ 関市留守家庭児童教室の案内 ＞

関市留守家庭児童教室(夏休み期間のみ)をご希望される方は、下記の事項を読んでいただき、手続きを行ってください。

## 1. 趣旨

保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校の児童に対して放課後及び夏休み、冬休み及び春休み等の学校休業日に家庭に代わる遊びや生活の場を提供し、適切な指導により、児童の健全な育成や安全を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを目的とします。

## 2. 利用期間

7月22日(月)～8月27日(火) ※ 終業式及び始業式の日は利用できません。

## 3. 開室時間

午前7時30分～午後7時

## 4. 閉室日

- (1) 土・日曜日、祝日
- (2) その他、市長が必要と認めた日(気象警報発令時など)

## 5. 対象児童

関市立の小学校に就学する1年生から4年生までの児童

## 6. 入室要件

- (1) 保護者(父母・祖父母等を含む)が自宅外で就業している  
「保護者が労働等により昼間家にいない児童」のうち「監護できない日が15日/月以上、かつ3ヶ月以上継続及び一日4時間以上勤務していることが必要です」(仕事を探すための入室申請は不可)

※ 家庭内または近隣に父母以外で児童を世話することができる祖父母等がいない

- (2) 出産(予定月と前後1ヶ月のみ入室可)
- (3) 就労の準備のため通学している(職業訓練校等)
- (4) 次のいずれかに該当する児童は、入室することができません。

療育手帳、身体障害者手帳等を持っている。著しく心身に障害がある。

病気又はけがの治療している。児童教室の管理上支障があると認められる。

※ 急に必要になった時だけ利用するための登録はできません。

※ 仕事が終わり次第すみやかに迎えに来てください。なお、仕事が休みの日は利用できません。

## 7. 場 所

学校内施設 ※場所を変更することがあります。

## 8. 申 込

[申 込 先] 教育総務課、各地域事務所及び各留守家庭児童教室

[必要書類] 1. 関市留守家庭児童教室入室許可申請書、入室に関する確認書

2. 引き渡し登録カード

3. 次のうち該当するもの(父母・祖父母等(同居及び同一校区内は全員分必要))

・「就労証明書」・・・就労している場合(内職は除く) 【15日/月以上の就労】

・「診断書」「手帳等の写し」・・・病気(看護)の場合

・「母子手帳の写し」・・・出産の場合

・「訓練在籍証明書」等・・・職業訓練校に通学の場合

※申請に必要な書類は教育総務課、各地域事務所及び各留守家庭児童教室にあります。  
また、市ホームページからダウンロードできます。

## 9. 使用料

### (1) 市への利用料金（7・8月分合計）

利用時間により使用料の額が異なります。利用時間は、就労時間により市で決定します。

午前8時から利用する場合	午後5時まで	11,000円
	午後6時まで	13,750円
	午後6時30分まで	16,500円
	午後7時まで	20,625円
午前7時30分から利用する場合	午後5時まで	13,750円
	午後6時まで	16,500円
	午後6時30分まで	19,250円
	午後7時まで	23,375円

使用料については、7月分、8月分としてそれぞれ納付書をお送りしますので、期日までに納付してください。（7月分の納期7月31日、8月分の納期9月2日）

口座振替の登録のある方は口座からの引き落としとなります。

金融機関での支払いが困難な方は、6月中に口座振替の手続きをしてください。

### (2) 実費負担金（各教室へ現金で前払い、指導員が徴収します。）

おやつ、教材等 4,000円

スポーツ保険料 800円（今年度納入済みの場合は不要です。）

※ 途中で退室された場合は、実費負担金は払い戻しができません。

## 10. 審査等

期限内に申込をされたものについて、入室要件等の審査を行います。この審査により入室をお断りする場合がありますのでご承知下さい。なお、提出書類に不備があると審査ができませんので正確にご記入をお願いします。

### 11. 入室決定

要件等審査後、入室の可否決定を行い「留守家庭児童教室入室許可(不許可)決定通知書」を保護者に通知します。なお、入室決定者名簿及び申請書等の写しを後日、指導員(小学校)に送付しますのでご了承ください。入室前に必ず教室から説明を受けてください。

### 12. その他

留守家庭児童教室は、4月から開室されており、各教室一定のルールのもと指導員の指示に従って児童たちが生活しています。保護者、児童ともに「入室に関する確認書」の内容を守れず、留守家庭児童教室の管理・運営上妨げになる行動があった場合は、利用をお断りすることもあります。また、夏休み中は、平常時に比べ多くの利用者が見込まれます。教室のスペースが限られている中、長時間を多人数で過ごさなければならぬため、利用される児童にもかなりのご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

※ 送迎時は、必ず保護者と指導員が、直接児童の引き渡しをしてください。

お問合せ先

関市役所 教育総務課

留守家庭児童教室担当

電話 0575-23-7722 (直通)